

みんなの力で！

じぶんの街をよくするプロジェクト

助成金 てびき

（令和7年度版）



この助成金は、宮津市民の皆様にご協力頂いた『赤い羽根共同募金』が財源です。

社会福祉法人

宮津市社会福祉協議会

宮津市字鶴賀 2109-2

TEL：22-2090 FAX：25-2414

令和7年度

『みんなの力で！じぶんの街をよくするプロジェクト』 交付について（手引き）

1. 目的

地域住民が主体的に取り組まれている地域の活動を応援し、地域のつながりを途切れさせないための活動や地区内の問題解決に向けた活動、地域活動に係る運営経費を支援することを目的に実施します。

2. 助成対象の団体

宮津市内で活動する既存の団体及び個人（サロン、自治会、ボランティア団体等）

※次のような団体は対象となりません

- ・政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体
- ・暴力団または暴力団員等が関与している団体

3. 助成対象となる活動

◇既存の活動の継続・拡充（活動に必要な備品、消耗品 等）

- ・活動に必要な運営経費全般 ※飲食に関わる経費は対象外
- ・活動を継続していくうえで必要な物品の買い替えや修理、補充など
- ・講師料など

4. 助成額

Ⅰ 団体 上限Ⅰ万円

（予算を超えて申請があった場合は、各団体への助成額が減額になる場合があります）

5. 助成金の財源

この助成金は住民の皆さまからお寄せいただいた『赤い羽根共同募金』が財源です。

赤い羽根共同募金は「宮津の町が良くなってほしい」という住民の皆さまの気持ちが込められています。そのような気持ちを大切に、地域の課題解決に取り組む事業を赤い羽根共同募金は応援しています。

6. 助成対象となる経費

区 分	助成対象となる経費
謝 礼 金	講師への謝礼など
交 通 費	電車代・バス運賃、ガソリン代の実費など
消耗品費	事業で必要な用紙、文具など ※飲食に関わる経費は対象外
材 料 費	事業で必要な材料代など
印 刷 費	チラシ、資料の印刷代など
通 信 費	郵便代など
損害保険料	行事保険など事業実施にかかる保険料
賃 借 料	駐車料金、会場借り上げ料など
備品購入費	活動に必要な備品購入費など
雑 費	その他上記以外のもの
※ 飲食に関わる経費… 例) 飲み物代、菓子代(景品含む)、食事代、調理食材費 等 対象経費等で、ご不明な点は、お気軽に問い合わせください	

7. 書類提出期限

	提出期限	備 考
申 請	令和7年8月18日(月)	申請場所：宮津市社協窓口まで
報 告	令和8年4月上旬	事業が終了後、提出してください

8. 選考方法

書類審査(赤い羽根共同募金配分委員による精査)

※誤字、不備や活動内容など代表者宛に電話連絡をする場合がございます。

9. 申請書・報告書の様式

- ① 宮津市社会福祉協議会の窓口で配布しています。
- ② 宮津市社会福祉協議会ホームページからダウンロードしていただけます。

(www.kyoshakyo.or.jp/miyazu/)

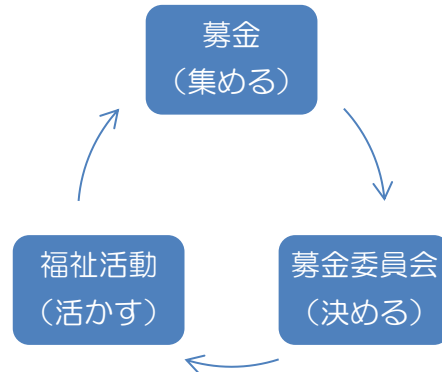
10. その他

- ① 赤い羽根共同募金の助成金を受ける団体の皆さまは、共同募金運動にご理解いただき、街頭募金等の共同募金啓発活動へご協力いただきますようお願いいたします。
- ② 助成金を活用して活動される際は、社協へご連絡ください。

赤い羽根共同募金は

『**地域で集めた募金は、集めた地域のために使われる**』しくみです。

宮津市でご協力いただいた募金は宮津市を良くするための福祉活動に使われています。



11. お問い合わせ・提出先窓口

社会福祉法人 宮津市社会福祉協議会（大江・宮前）

宮津市字鶴賀 2109-2 地域ささえあいセンター内

TEL：22-2090 FAX：25-2414

MAIL：miyazu294@io.ocn.ne.jp

